

第44期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令および定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.focus-s.com/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

A. 商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

B. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

④ デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、取得価額100千円以上200千円未満の有形固定資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む） 6～50年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込期間（3年）、また自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。なお、のれんについては、定額法により5年で償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度対応分の金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

④ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

その他の契約

工事完成基準

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

A. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

B. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は金利スワップ取引であります。ヘッジ対象は変動金利借入金利息であります。

C. ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引及び短期的な売買損益を得るための取引は行わない方針であります。

D. ヘッジの有効性評価の方法

デリバティブ取引のリスク管理は、経理部内の相互牽制機能とチェックにより行っており、取引の実行に際しては管理本部担当役員が取引高及び内容を確認し取引を決定し、取締役会に随時報告を行っております。ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供されている資産

建	物	183,759千円
建	物 附 属 設 備	74,311千円
構	築 物	932千円
土	地	3,042,719千円
投	資 有 価 証 券	238,074千円
	計	3,539,797千円
担保付債務		
	短 期 借 入 金	50,000千円
	長 期 借 入 金	447,300千円
	計	497,300千円

(注) 長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,266,471千円

(3) 関係会社に対する金銭債務 (区分表示したものを除く)
短期金銭債務 850千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高
仕入高

2,207千円

(2) 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

9,479千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式数の総数

発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	16,292,942	—	—	16,292,942

(2) 当事業年度の末日における自己株式数の総数

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,246,362	—	—	1,246,362

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	300,931	20.00	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	75,232	5.00	2019年9月30日	2019年12月11日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	300,931	20.00	2020年3月31日	2020年6月30日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	158,350千円
前渡金償却	83,286千円
未払事業税	30,684千円
役員退職慰労引当金	29,089千円
未払費用（社会保険料賞与分）	27,639千円
投資有価証券評価損	22,078千円
減損損失	21,346千円
株主優待費用引当金	11,097千円
ゴルフ会員権評価損	10,309千円
貸倒引当金	4,133千円
その他	24,998千円
繰延税金資産小計	423,014千円
評価性引当額	△176,214千円
繰延税金資産合計	246,800千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	175,547千円
その他	300千円
繰延税金負債合計	175,847千円

繰延税金資産純額 70,952千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、中・長期の資金調達については金融機関からの借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引及び短期的な売買損益を得るための取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払費用及び預り金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

A. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における各担当部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、貸付金については、主要な貸付先の回収状況等が、貸付金規程及び契約に従って回収されていることを、経理部が定期的にモニタリングしております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

B. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、経理部が関連する業務を担当しております。具体的には、社内規程に基づき個々の契約案件ごとに取引の方針及び目的を決定し、その取引の重要性から、契約案件ごとに管理本部担当役員の承認を得て契約の締結がなされております。さらに、契約先からの取引報告書等は直接管理本部担当役員宛に送付され取引内容を確認し、取引の結果は、管理本部担当役員が取締役会に随時報告を行っております。

C. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部において適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち48%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注4）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	4,308,786	4,308,786	－
②電子記録債権	46,081	46,081	－
③売掛金	5,263,458	5,263,458	－
④短期貸付金	6,000		
貸倒引当金（*1）	△6,000		
	－	－	－
⑤投資有価証券			
その他有価証券	1,031,423	1,031,423	－
⑥長期貸付金	7,500		
貸倒引当金（*1）	△7,500		
	－	－	－
⑦関係会社長期貸付金	70,000	70,000	－
資産計	10,719,749	10,719,749	－
①買掛金	1,327,788	1,327,788	－
②短期借入金	135,990	135,990	－
③未払金	466,472	466,472	－
④未払法人税等	365,456	365,456	－
⑤未払消費税等	380,275	380,275	－
⑥未払費用	141,591	141,591	－
⑦預り金	40,130	40,130	－
⑧社債（*2）	1,710,000	1,677,670	△32,329
⑨長期借入金（*2）	1,106,351	1,103,924	△2,426
負債計	5,674,055	5,639,299	△34,755
デリバティブ取引	－	－	－

（*1）短期貸付金及び長期貸付金に関しましては、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（*2）社債及び長期借入金に関しましては、一年内償還予定の社債及び一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②電子記録債権、③売掛金及び④短期貸付金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて、貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑤投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

その他有価証券として保有する株式の種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	136,115	764,816	628,701
	(2) その他	—	—	—
	小計	136,115	764,816	628,701
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	321,493	266,606	△54,886
	(2) その他	—	—	—
	小計	321,493	266,606	△54,886
合計		457,608	1,031,423	573,815

⑥長期貸付金及び⑦関係会社長期貸付金

これらについては、元利金の合計を、当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて、貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等、⑤未払消費税等、⑥未払費用及び⑦預り金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑧社債及び⑨長期借入金

当社の社債及び長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規社債の発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

また、社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は、発行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

ただし、変動金利による長期借入金のうち、一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	184,954	64,964	※	—

※ 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記 負債⑨参照）。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,308,786	—	—	—
電子記録債権	46,081	—	—	—
売掛金	5,263,458	—	—	—
短期貸付金	6,000	—	—	—
長期貸付金	—	7,500	—	—
関係会社長期貸付金	—	70,000	—	—
合計	9,624,326	77,500	—	—

(注3) 社債及び借入金の決算日後の返済予定額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	135,990	—	—	—	—	—
社債	640,000	470,000	320,000	200,000	80,000	—
長期借入金	625,154	258,411	133,156	68,158	21,472	—

(注4) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	29,775
関係会社株式	53,000

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 ⑤投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

7. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に関する事項

① 関連会社に対する投資の金額	18,000千円
② 持分法を適用した場合の投資の金額	70,438千円
③ 持分法を適用した場合の投資利益の金額	10,074千円

(2) 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	590.56円
1株当たり当期純利益金額	61.83円

(注) 1 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益(千円)	930,316
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	930,316
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,046

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額(千円)	8,885,900
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	8,885,900
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	15,046

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及びその打切り支給並びに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入に関する議案を2020年6月29日開催予定の第44期定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することとします。

(1) 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止し、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に対して、本株主総会終結の時までの在任期間に応じて、当社所定の基準に従い、退職慰労金の打切り支給を行うこととする旨の議案を、本株主総会に付議することとしました。支給の時期につきましては、対象取締役の退任の時とします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上していますので、業績への影響は軽微であります。

(2) 本制度の導入の目的及び条件

① 導入の目的

本制度は、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的としています。

② 導入の条件

本制度は、対象取締役にに対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様の承認を得られることを条件とします。

当社の取締役報酬等の額は、2000年6月29日開催の第24期定時株主総会において月額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に對して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様へ承認をお願いする予定です。

③ 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に對して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額20百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年26千株以内とします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われる等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとする）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する時までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定します。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること